## 小平市民便利帳広告掲載申込書

小平市長 殿		年	月	目			
申込者	住所 (所在地)						
	氏名 (名称)						
	連絡先 電 話 FAX E-mail 担当者名						
次のとおり、「くらしのガイド こだいら 市民便利帳」への広告の掲載を申し 込みます。 申込みに当たり、小平市広告掲載取扱要綱及び小平市「くらしのガイド こだいら 市民便利帳」広告掲載取扱基準を遵守します。							
■掲載希望規格 <u>号広告</u> ※2ページ」	以上、掲載希望の場合は希望枠数をご	記入くだ	さい。				

小平市「くらしのガイド こだいら 市民便利帳」広告掲載取扱基準 (趣旨)

※広告デザイン (案)を添付してください。

平成19年7月2日 制定

第1 この基準は、小平市広告掲載取扱要綱(平成19年3月1日制定(登録番号5-174)。以下「要綱」という。) に基づき、小平市(以下「市」という。) が刊行する「くらしのガイド こだいら 市民便利帳」(以下「便利帳」とい う。) に掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。 (掲載の範囲)

第2 便利帳に掲載する広告は、要綱第3各号のいずれにも該当しないものとする。

2 要綱第3第6号の市の資産に掲載する広告として適当でないと認められるものとは次に掲げるものとする。

※納税証明書(市税のみ直近1年度分)等を提示してください。

- (1) 業種又は事業内容により規制されるもの
  - ア 消費者金融又はギャンブルに係る広告
  - イ 投機的商品に係る広告
  - ウ 出資者及び出資金の募集に係る広告
  - エ 求人に係る広告
  - オ 債権取立て、回収又は示談引受け等に係る広告
  - カ 法令の定めのない医療類似行為に係る広告
  - キ 興信所等に係る広告
  - ク 法律で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品等を扱う広告
  - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴 力団その他反社会的団体及び特殊結社団体又はそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序 良俗に反するものの広告
  - コ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うものの広告
- (2) 表現又は表示により規制されるもの
  - 人権を害するおそれのある広告又は性差別若しくは暴力的な行為を助長する広告
  - イ 他をひぼう、中傷又は排除する広告
  - ウ むやみに利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのある広告
  - エ 市が推奨していると誤解を与える広告
- (3) 事業者により規制されるもの
  - ア 行政機関からの行政指導を受け改善がなされないとみなされる広告主の広告
  - イ 不渡手形の発行等により金融機関からの取引を停止されている広告主の広告
- (4) その他市長が掲載を適当でないと認める広告
  - (デザイン・規格及び掲載料)
- 第3 広告の規格及び掲載料は別表のとおりとする。
- 2 掲載する広告のデザイン、色彩等は、利用者が、便利帳の一部であるかのように誤解するおそれがないも のとし、かつ、障害者の利用に配慮し、市のイメージを損なわないものとする。 3 前各項に掲げるもののほか、広告のデザイン・規格及び掲載料について必要な事項は、市長が別に定める。

(募集枠数)

- 第4 広告の枠数は、募集の際に市長が定める。
  - (印刷部数)
- 第5 便利帳の印刷部数は、1万部とする。

(募集)

- 第6 市長は、広告の募集を公募により行うものとする。ただし、広告主となり得る者に
  - 対し個別案内を行うことはこれを妨げない。

(掲載の申込み)

- 第7 広告を便利帳に掲載しようとする者(以下「掲載希望者」という。)は、小平市民便利帳広告掲載申込書(別記様式 第1号)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、企画政策部秘書広報課に持参又は送付により申し込まなければなら ない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者は、同項の規定による申込みをすることができない。
- 3 掲載希望者は、第1項の規定による申込みに際して、市税の納付状況を確認できる書類として、市税の直近1年度分の 納税証明書又はその写しを提示するものとする。

(掲載の決定等)

- 第8 市長は、第7第1項の規定による申込みがあったときは、広告の掲載の可否を審査し、決定するものとする。
- 2 前項の場合において、掲載を決定したときは小平市民便利帳広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により、掲載しないと決定したときは小平市民便利帳広告非掲載決定通知書(別記様式第3号)により当該申込みをした者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査に当たり、小平市民便利帳広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、 意見を聴くことができる。
- 4 第1項の場合において、広告の掲載を適当と認める申込みが第3の規定により市長が定める枠数を超えるときは、次に掲げる順位により決定するものとする。
  - (1) 第1順位 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものに係る広告
  - (2) 第2順位 市民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で市内に事業所等を有するものに係る広告
  - (3) 第3順位 前号に掲げるもの以外の私企業等で市内に事業所等を有するものに係る広告
- 5 前項の規定により広告の掲載順位を決定することができないときは、抽選により決定するものとする。 (掲載料の納付)
- 第9 掲載者は、第3に規定する掲載料を市長が指定する期日までに一括して支払うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(掲載の取消し)

- 第10 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。
- (1) 掲載者が書面により広告の掲載の辞退を申し出たとき。
- (2) 掲載者が第9の市長が指定する期日までに掲載料を支払わなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要綱及びこの基準に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しの決定に当たり、委員会を設置し、意見を聴くことができる。
- 3 第1項の規定により掲載の決定を取り消したときは、小平市民便利帳への広告掲載決定の取消しについて(別記様式第 4号)により、当該掲載者に通知するものとする。 (掲載の中止)
- 第11 市長は、便利帳に掲載した広告が要綱第3又は基準第2の規定に違反すると認めるときは、当該広告の掲載を中止 することができる。
- 2 市長は、前項の規定による中止の決定に当たり、委員会を設置し、意見を聴くことができる。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を中止したときは、小平市民便利帳への広告掲載の中止について(別記様式第4号)により当該広告の掲載者に通知するものとする。

(損害賠償)

- 第12 第10又は第11に規定する場合において市が損害を被った場合は、市長は広告主に対し損害賠償を請求することができる。
- 2 前項に規定する債務の履行を遅延した場合は、遅延日数に応じ、法定利率で計算した額を遅延違約金として請求することができる。

(掲載料の返還等)

- 第13 広告の掲載料は、返還しないものとする。ただし、掲載者の責めに帰することのできない事由により広告を掲載できなくなった場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定により返還する掲載料には、利子は付さない。
- 3 掲載料の返還を受けようとする者は、小平市民便利帳広告掲載料返還請求書兼領収書(別記様式第 5 号)を市長に提出 しなければならない。

(その他)

第14 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

この基準は、平成19年 月 日から施行する。

## 別表 (第3条関係)

広告規格	サイズ (縦×横 mm)	刷色	掲載料
1 号広告	1 ページの全面(267×185)	カラー	240,000 円
2 号広告	1ページの2分の1面(130×185)	カラー	120,000 円
3 号広告	1ページの4分の1面(130×92)	カラー	60,000 円
4 号広告	1ページの8分の1面 (65×92)	カラー	30,000円
5 号広告	1 ページの全面(267×185)	二色	160,000 円
6 号広告	1 ページの 2 分の 1 面(130×185)	二色	80,000円
7 号広告	1ページの4分の1面(130×92)	二色	40,000円
8 号広告	1ページの8分の1面 (65×92)	二色	20,000円